



ケロちゃん通信

～山形県消費生活センターニュース～



2025年12月号

注意

増えています！

中古車の購入・売却トラブル

中古自動車に関する相談は、購入の際のトラブルのほか、買取業者に売却する際のトラブルもあります。



《 購入時トラブル事例 》

- ・中古車情報サイトで見つけた自動車を、現車を見ずに購入したところ、運転して初めてエアコンの故障がわかった。
- ・中古車販売店で購入契約をし、数時間後にキャンセルを申し出たが、自己都合のキャンセルには応じられないと拒否された。

《 売却時トラブル事例 》

- ・買取業者に査定を依頼し仮契約をした。他社の見積もりも取って比較したかったが、無理やり買い取られてしまった。
- ・買取業者から「エンジンに異音があるため買取額を減額する」と連絡があった。売却時にそのような症状はなかった。

- 車の購入・売却は、**クーリング・オフの対象外**だケロ！
- 一呼吸おいて、よく考えて契約するようにしてケロ！
- 特に**キャンセル料はいくらか、いつから発生するのか**、しっかり確認してケロ！



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

おかしいなと思ったら、**消費者ホットライン
188（いやや！）**（局番無し3ケタ）へ相談を！

高齢者の消費者被害が増えています

高齢者は一人で自宅にいることが多く、電話勧誘や訪問販売などの被害にあいやすい特徴があります。地域や周りの人たちの「見守りと気づき」で、年金や貯蓄などの大切な財産を悪質業者から守りましょう

見守りと気づきのポイント

- 部屋に不審な契約書や請求書、不在通知などがある。
- 同じような健康食品、魚介類などの商品が大量にある。
- 屋根や外壁などに不審な工事の形跡がある。
- 不審な業者が出入りしている。
- 頻繁に不審な電話やメールのやり取りがある。
- 元気がないなど困った様子が見られる。

心配な時は、
「消費者ホットライン
188」へ相談して
ケロ！



トラブルの事例や手口を知る、「出前講座」を活用しよう！

●トラブルにあわないために「情報」を集めることはとても有効です。



町内会、高齢者サロンなどどなたでも無料で利用できます。
開催予定の1か月前までに下記へお申し込みください。

【県消費生活・地域安全課 023-630-3237】



「消費生活サポーター等研修会」 を開催しました

11月6日(木)県自治会館において、県警察本部生活安全企画課・生活環境課から講師を招き、「特殊詐欺の現状と被害防止対策」「悪質商法の被害にあわないために」と題し講義をいただきました。



12月・1月の消費生活法律相談日

- 12月 10日(水) 午後2時30分～午後4時30分
- 1月 14日(水) ～午後4時30分

弁護士が無料でアドバイスします。

事前予約が必要ですので、右記まで電話でお問合せ下さい。

山形県消費生活センター

〒990-8570
山形市松波2-8-1(山形県庁2階)
《相談受付》月曜～金曜 9:00～17:00
《電話番号》023-624-0999

ホームページはこちらから→

